

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年8月21日(木)

開会 13時30分

閉会 14時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下讓委員、井村正勝委員、山根一枝委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室副室長 横田浩一

人材政策室副室長 濱田嘉昭

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第23号 専決処分の承認について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成20年度第55回東海高等学校総合体育大会の結果について

報告2 平成21年度三重県公立学校教員採用試験第1次選考試験の結果について

報告3 職員の懲戒審査の取扱について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成20年7月23日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下讓委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第23号が人事案件のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1、2、3を報告し、その後、非公開の議案第23号を審議することを確認する。

・審議内容

報告1 平成20年度第55回東海高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成20年度第55回東海高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

資料の1ページをご覧ください。今大会につきましては、平成20年6月20日から6月22日並びに水泳競技につきましては、7月18日から7月20日の日程で既に実施されています。本県より1,506名の高校生が参加しました。大会中降雨により一部軟式野球、ソフトテニスの個人戦が中止になるなど影響も出ましたが、無事終了することができました。

続いて資料の2ページをご覧ください。男子団体の結果です。3ページが女子団体の結果です。網掛けの部分が本県の高等学校になります。男子は4校が1位になっています。女子は3校が1位になり、なお30番、なぎなた競技においては団体で高田高校、稲生高校が1位、2位と東海地区での競技力の高さが反映されているかと思えます。

資料の4ページ、5ページ、6ページは、それぞれの競技の個人試合の結果を掲載しています。4ページ中ほど少し下の4番テニス競技のところ、シングルスで四日市工業高校の遠藤君が優勝していますが、この生徒は2年生で全日本のジュニアの代表にも選ばれるような今後が期待される選手です。5ページ13番にウェイトリフティングがあります。女子の48キログラム級の伊藤さん、四日市中央工業高校の生徒ですが、次のオリンピックを狙えるくらいの可能性を秘めていると顧問から報告を受けています。以上が結果です。

なお、東海高等学校の定時制通信制の体育大会については、9月7日に岐阜県内各地で開催される予定となっています。

【質疑】

委員長

報告1についていかがでしょうか。

井村委員

レスリングは、女子は無いのですね。

スポーツ振興室長

ありません。

井村委員

吉田沙保里選手は、試合は大学からですか。

スポーツ振興室長

女子レスリングは、高校生の試合は無いのですが、全日本の大会等は高校生も出場できる大会があります。小学生女子が出場できる全国大会もあります。

竹下委員

去年と比べて、上がっているのですか、下がっているのですか。

スポーツ振興室長

団体については、男子の優勝校が2校減っています。女子は1校増えていますので、そう変わってはいないのかなと評価をしています。

竹下委員

優勝できなくなった種目は何ですか。

スポーツ振興室長

例えば、サッカーは昨年優勝でしたが今年は2位でした。

山根委員

バレーボールの女子、津商業は前から連覇していますが、訪問させていただいた時は体育館が改修中で心配しました。その後、練習場は確保できているのでしょうか。

スポーツ振興室長

改修に伴い、練習場所を探すことに苦慮していることは聞いています。顧問の先生、学校のいろいろな先生の協力で市内の体育館を借用したり、或いは、土日ですと他の学校に出かけていき練習をしたりと、工夫をしながらこの結果に結びつけていることは、大変評価できると思えます。

委員長

報告1はよろしいでしょうか。
- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 平成21年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について(公開)

(人材政策室長説明)

平成21年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。平成21年度教員採用選考試験の第1次試験の合格者数の一覧です。一番左側が採用見込み数で、小学校が200人、中学校が115人、高等学校が55人、特別支援学校教諭につきましては募集をしていますが、採用見込み数は小・中・高等学校の見込み数の中に入っています。養護教諭15名、栄養教諭10名、合わせて395名の採用予定です。それに対しまして、受験者数は2,340名の方が1次試験に挑戦していただきました。1次合格者数は915名です。1次試験の倍率は2.6倍、395名の最終見込みに対して2.3倍という倍率になっています。

なお、2次選考試験ですが、8月22日に津高等学校を始めとした7会場で技能・実技試験を実施します。

8月23日には津西高等学校で論述試験等を実施します。8月25日から29日にかけては三重県立看護大学を会場として集団・個人面接を実施することとしており、その結果は9月下旬から10月上旬に発表する予定で考えています。以上です。

【質疑】

委員長

小学校720名とありますが、申し込んだ数と実際受験した数の差はあるのですか。

人材政策室副室長

申込者は797名で77名が欠席しました。

委員長

欠席率は、毎年このようなものですか。

人材政策室副室長

はい。毎年同じくらいです。

委員長

推測で結構ですが、他の県も受けている方はわかりますか。

人材政策室副室長

分かりません。

委員長

実質の倍率はどのくらいか知りたいのですが難しいですかね。今年は採用見込み数が昨年に比べて増えていますので、他の県を受けている方を差し引かなければいけないと思いますが、小学校の方が少ないなという印象です。前回の説明では倍率はそれほど減っているわけではないという話でしたよね。ただ、採用見込み数が多いので見かけは減っているということですね。採用見込み数数というのは、来年以降もだいたいこれくらいでしょうか。それはまったく分からないのでしょうか。

人材政策室長

昨年度のように勸奨退職者が増えるということになれば変動してくると思いますが、本県の場合、毎年一定数は確保したいと考えていますので、急激に変動することはないと思っています。

先ほどありました他県と掛けている方の実際の数は分かりませんが、東海3県に関しましては名古屋市も含めて同じ日の試験ですので、他県と掛けている方はいないと考えています。

山根委員

県外からの受験者数はどのくらいですか。

人材政策室長

調べていません。

山根委員

もう一つ質問です。特別支援学校の採用の試験は同じなのでしょうか。

人材政策室長

特別支援学校の教員に対する1次試験は、特別支援学校の専門の部分と例えば国語であれば国語の専門の部分と2つ合わせてこれを1つの試験としています。従いまして、中学校国語とか高校国語の教諭が受ける試験とは少し違います。一部同じ問題もありますし、違う問題もあります。

山根委員

トータルして同じなのですね。特別支援の方だけ余分ということはないのですね。

人材政策室長

全体として同じ量です。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 職員の懲戒審査の取扱いについて（公開）

（人材政策室長説明）

職員の懲戒審査の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。現在、職員の懲戒審査の取扱いに関して、職員懲戒審査取扱要綱が定められています。その内容について、少し省略した形で重要な部分を抜き出させていただきました。第4条には委員会の組織ということで、委員長は教育長、副委員長は教育支援分野の総括室長であるということが書かれています。第6条以下が懲戒審査の手続きを書いています。第6条、これは所属長は所属職員に規律違反があると認めるときは速やかに規律違反報告書及び身上調査書に次の各号に掲げる証拠を添えて教育長に報告しなければいけません。所属長は学校で言えば校長です。校長は職員に規律違反があれば規律違反報告書を教育長に報告しなければならないということが書かれています。

第7条、懲戒の申立てです。前条に規定する規律違反の報告があった場合には、人材政策室長は速やかに懲戒申立書に必要な資料を添えて教育長に申し立てなければならないということで、第6条にある規律違反報告書が出てきた場合、人材政策室長は懲戒申立書を教育長に申立てます。

続いて第8条です。教育長は前条に規定する申立てを受けた場合において、必要があると認める時は速やかに委員会に当該事案の審査を要求するものとする。第8条では、その懲戒申立てを受けた教育長は、懲戒審査会を開く必要があると認める場合に、速やかに懲戒審査会に対して審査を要求する。ここで教育長は、懲戒審査委員会の委員長でもありますので、自分で自分に審査を要求するという形になるわけです。

第9条、前条に規定する審査の要求があったときには委員長は速やかに委員会の会議を招集し審査を行わなければならないということがうたわれています。

第11条はその審査結果についてですが、委員会は審査の結果、懲戒処分が必要と認めた時には処分の種類、程度、および処分の事由を、また、懲戒処分の必要がないと認めた時には訓告その他とるべき処置の案を決定して教育長に報告するというようなことが書かれているわけです。特例として、職員が非常に多数に及ぶ場合とか、或いは室長以上の職員の非違行為である場合とか、その他特別の事情のある場合にはこの要綱には従わずに手続きを進めるというようなことが書かれています。これが現在、私どもが拠り所としている取扱要綱です。

次のページをご覧ください。今の要綱を図式化したものです。規律違反報告書は所属長から教育長に提出ということですが、実質的には人材政策室に報告書が出てきて、それを受けて懲戒申立書を教育長に諮ります。教育長が必要であると認める場合と、必要であると認める場合以外の場合の2つに分かれるという処理をしているわけですが、現在の取扱いでは、人材政策室長と書かれているところで、懲戒相当であるか、そうでないかというところをいったん判断しています。そして、懲戒相当と判断された場合には、教育長に対して懲戒申立書を提出するという形で進めています。一方、懲戒ではないと判断したものにつきましては、規律違反に係る事後措置という形で起案をしており、教育長には、私の決裁が終わった後、供覧という形で報告し、その上で具体的な訓告とかそのような措置に至っています。従いまして、現在は先ほど見ていただいた1ページの取扱要綱とは少しずつ取扱いになっているというところがあります。

このことにつきまして、見直しをしまして、次のように取扱いを変えたいということでご報告をするものです。先ほど申しあげましたように、現在、人材政策室で訓告かあるいは懲戒かということ判断していましたが、ここを全て懲戒申立書という形で教育長に判断を頂くという形に変えたいということです。点線の矢印が描いてありますが、その懲戒申立ての起案の中に、いわゆる審査会による審査が必要であるかどうかというような意見も付して上げるという形で今後は取扱いを変えたいと思います。それから、その懲戒申立ての起案の中には、当室で検討した際、どういう検討を行ったのかという議事録も併せて付けて残したいというように取扱いを考えているところです。以上のような形で最終的に教育委員会には、懲戒相当として審査会で判断されたものが掛っていくわけですが、その前段階の取扱いをこのようにさせていただくということで報告させていただきます。以上です。

【質疑】

委員長

報告3はいかがですか。

山根委員

懲戒審査会のメンバー、構成はどうなっていますか。

人材政策室長

懲戒審査委員会の構成ですが、委員長は教育長、副委員長は総括室長で、委員は事務局室長と同等以上の職にある者のうちから教育長が命ずるという要綱になっており、具体には総括室長が全員委員に任命されるという状況です。

竹下委員

全部委員会を開いているのですか。

人材政策室長

今までの取扱は、当室で懲戒が相当と判断したものについて、全て委員会を開いています。

竹下委員

今の室長の意見に私は非常に批判的で、全面的に反対したいなと思っているところなのですが、私の結論は今のままで良いと思っています。と言いますのは、人材政策室長の方で実質的に処分する必要があるか、否かということ判断し、そしてその判断する場合も訓告というふうな軽い場合とするか、それとももう少し重い処分、戒告などの懲戒にするかという区別も人材政策室長の方でして、その上で訓告については室長レベルで行っている。教育長のところに持っていくのは、必要があると認める場合ですけど、普通のものについては教育長に持っていくけれども、実質的には多分、判断を教育長に仰ぐというよりは、教育長にそういう方向を示して、それについて教育長に承認をしてもらうという形で行っているのだと思うのですけどね。

私はその方法がいいと思っています。その理由は、このような要綱に定めた形で手続きを行うと、全部教育長に判断を仰ぐという形になっていくのですよね。となってくると、本当に細かなことから全てに教育長が一つ一つ判断をしていかなければならないということになりますから、こういう懲戒に関しては、人材政策室長の存在の必要性というのがあまりないような気がします。もっとも、説明資料を揃えるという意味では重要ですけども、やっぱり室長であるからには、その程度の判断はするべきであると思っていますし、教育長の仕事というのは、もっと大所からいろいろなものをとらえる仕事があるわけですから、そちらの方に専心していくべきではないか、細かなとは言いませんけれども、このような仕事については出来るだけ室長に任せて、本当にぎりぎり必要なものだけを教育長が判断をするというような形にしないと、どんどん仕事が停滞するという恐れがあると思っています。

それから、こういう手続きをしてしまいますと、形式を非常に重んじるようになっていくのですね。一般的にそういう傾向が出てくるように思われますが、形式を重んじるようになってきますと文書も全部揃えなければなりませんし、教育長の決裁をするについて、こういう書類を上げて、その書類についてこういう判断をしてというようなことをいちいち明記していくというか、そのような手続きを踏むようになりがちですから、いわゆる公務員の悪い面がいっぱい出てくるようになる。要は形式を重んじ、そちらの方を重視して肝心の仕事の方が二の次になってしまうような気がしているのですけども、教育委員会の本当の仕事というのは、こういう懲罰が重要任務ではなくて、今の子ども達をどういうふうに教育していくかというのが最も重要な仕事のはずですから、そちらに全力投球をできるような体制をできればとっていきべきであると思います。何か不祥事が起こって、しょうがなく行いますが、力を抜くとは言いませんけども、出来るだけ簡単な形、シンプルな形でやっていくべきではないだろうか。要は本来の目的の方を優位にしてこちらの方はそんなに手続きを踏む必要は無いと思います。そういう意味で教育長は、室長または所属長にどんどん権限も委託していくという方向が必要だと私は思っているのです。そして、最初は口頭でという形で権限を委託していくということで理解をしていいのではないかと私は思っています。それがいけない、というのであるとするならば、むしろこの要綱を修正し、教育長は口頭で権限を委託するというような条文条項をどこかに入れて、そして訓告については教育長と室長の話し合いで委託をしていくという形にした方が、少なくともお役人仕事から脱出できるし、教育委員会の本来の任務を全うしていこうというのであるならば、こういう傾向はできるだけ阻止した方がいいと私は思っているのですけど、どうでしょうか。報告だからこれは覆すことはできないのかもしれませんが、できればこれは覆してもらって、今まで通りの形で行く方がいいだろうと思っているのですけれど。

井村委員

私も同じ意見ですね、竹下委員のご意見に賛成をします。今、理由を説明していただいたので、良く分かったのですが、地方分権ということと、それから気になっているのは、委員会で物事を決断してしまうと、例えば5人で構成されているということになると、比較的責任が分散していき、その構成員が20パーセントなら20パーセントの責任しかないと思ってしまうというような気がします。それよりも、一人が判断をしてミスがないとは言いきれないので、ミスがあったらあったで修正するということが私は徐々に正しい判断に近づいていくのではないかなと思います。複数でやる場合にはやっぱりその技術というか、ノウハウというか蓄積がどうしても希薄になって、前どうだったというようなことで、前例踏襲型が先ほど言ったような形式主義になるかどちらかになっていくような気がしてしょうがないのです。やはり分権ということとなると、その意思判断を部下と言いますか、下のレベルに任せていくということの方が力が出てくると思

うし育ってくるのではないかなと思います。

委員長

これが出てきた背景というのは、県民の方からの意見を踏まえたうえで出てきたのでしょうか。

人材政策室長

懲戒審査の取扱いに関して、懲戒審査にかかっていないような事案について、どうしてそういう措置になったのかという部分が非常に分かりにくい、どこにも議事録がない、そういうご指摘を受けました。また、決裁については実際こういう形で手続きを踏んでいるということを事務局の方で再度見直したうえで、このような手続きに変えたいということです。

委員さん方からのご意見がありました。事務的な事務量につきましては、確かに決裁の関係でいうと室長決裁のものを教育長決裁に取扱いを変えると出ます。訓告等については、教育長まで決裁を上げていきます。ただ、実際今は私が決裁をしています。決裁をした後、私の上司、総括室長と教育長にこういう形で措置したいということをお覧の形で報告し、決裁をいただいています。そういう意味では事務量については同じということです。

教育長

基本的には竹下委員が言われるように、分権もそうですし、いわゆるエンパワメントのような形で下の方で判断を行っていくという方向性はそれで正しいのだと思うのですが、この場合には職員の身分に関わる決定ということで、一般的な施策決定とは少し違う、趣が異なるのかなということはあるのです。例えば、一般的に施策を考えて決定され執行している場合には、エンパワメントで下の方に委託してそこで物事を決めていく、そういう時にいわゆる合議制という決定方式ではあまりふさわしくないと考えます。

ただ、経営とか管理運営に関してもそうだと思いますが、職員の身分に関することですので、慎重を期したい。いわゆる合議制という形で決めていくという、そういう仕組みで運営されていきます。実際にできるだけ速やかに処理していくような中で、これは特に審査会にかける必要はないと判断する権限は当然あるわけですので、便宜的に仕分けをしてから課題のあるものについて調査して審査会にあげていくという方法をとっていたわけですね。それを手続的な面で少し厳正に適用していく方法をとったかどうかというのが今回の趣旨です。確かにその物事の施策運営とか意思決定とか、経営面とかマネジメント面ですと、やはり一人の人が責任を持ってやっていくのが正しいだろうと思っています。しかし、これは職員の身分ということですので説明責任を含めて、杓子定規と言われるかも分かりませんが、厳正に運営していくということです。

竹下委員

現在の方法というのは、これは軽いものだからこれでいいというように、最初のふるいを掛けるわけですね。それはそれで今のままの方が私は良いと思うのです。全ての案件を教育長のところへふるいもかけずに持ってきて、勿論ペーパーには書いてあるでしょうけれども、それを教育長が判断しなければいけないわけですね。これは訓告でいいとか、これは審査会を設けてちゃんと懲戒処分しましょうとかという判断をしなければいけないわけで、室長が提出する文書の作成という意味では事務量は同じであろうとは思いますが、受け取る教育長の側から言いますとね、おそらく、全部それを自分で判断しなければいけません。今までは室長が判断したものを追認しているわけですから、原則第一次責任は室長にある。軽いものについては、力を注ぐ必要はなく、懲戒の方に目を届かせていけば仕事ができただけですね。それを全部やるとなってくれば、室長の仕事量は増えないかも知れませんが、教育長とすれば精神的にはかなり仕事量が増えることになってきます。教育長はもっと大事な仕事がいっぱいあるのだから、やっぱり前にふるいは掛けた方が私はいいと思っています。ふるいをかけた後は全部室長の裁量でいろんな手続きを取り、あとの事務報告を聞くというような形にしていくことが良いと思います。

それから、私たちもここでは審議しませんでしたけども、ふるいの掛け方が甘いという新聞記者の判断があって、これはもっと重くするべきだったというような記事が出たので県民の方からも、そうだ、そうだという意見がきているわけです。これは、その出来事だけを判断したのではなく周辺のことも併せて判断し、私たちも説明をうけたうえで、これは訓告でいい、室長の裁量でOKというような形で後に承認したわけですが、ちゃんと教育委員会の場の合議でこれは訓告でいいのではないかとやったほうが私はいいと思います。一回一回教育長が判断して、教育長が説明しなければいけないということになってきますから、それはやはり普通のマネジメントと同じに、下に降ろすものは降ろすのが良いと思います。

教育長

教育委員会組織の仕組みの問題ですけれども、実は知事部局の場合でも同じような懲戒審査会を持っています。この場合には、知事の下にいくつかの部があって、その部の中の総務部という部が基本的には職員の身分に関する責任を任せ、知事が召集する懲戒審査会にかけるかかけないかの判断は総務部長がするわけです。竹下委員が言われるように、前さばきの部分は、知事部局は総務部がやっていて、全部総務部長が責任を持って判断をして、懲戒になるような重要な案件だけが審査会にかかるわけですね。そういう仕組みが知事部局の場合ですけれども、教育委員会の場合は教育長以下の組織が一本の組織ですので、その意味で

身分に関わる部分をそこへ降ろす仕組みが作りにくいという面があるわけです。

竹下委員

しかし、今まで作ってきたわけですね。

教育長

実質そうやって運営されたわけです。それはある意味政策の一致というのはおかしいですけども、いわゆる知事部局と同じような運営で前さばきは人材政策室長がやっていて、実際に判断をかけないといけないものについてだけ審査会をしていたのですが、その審査会の仕組み自体が知事部局のものと同じ構成で作っているものですから、前さばきの部分の仕組みがないわけです。無いのに前さばきをしていたことの改善案なのです。

ですから竹下委員が言われるような仕組みにするのであれば、もっと検討をしないとその仕組みに持っていけないわけなのです。だから前さばきをして良いというような仕組みには、例えば、人材政策室長の権限も含めて検討が必要です。今の場合にはそういう部分を教育長の下にある審査会で決めてしまうというような構成になっています。

竹下委員

最近の動きで、手続きをちゃんと明示せよとか、行政手続法以来のいろんなそういう仕組みがありますけれども、こういうことは口頭で教育長の方から任せた、あなたに任せただからこれをやってくれとこういう形で来たはずですね。知事もそれでやってきたはずですけども、知事部局の方はそれをちゃんと整備し、教育委員会の方は整備が遅かったということだけだと私は思っているのです。ですから、一本化して全部教育長がやるというようなことではないと思います。今のまま認めておいて、これから徐々に手続きを直していけばよい。

教育長

今の場合は知事部局からそのまま持ってきたものだから、仕組みは整備されていないので決めてある通り運用しないといけないという考えです。

竹下委員

しかし、運用するのも、これは教育長が口頭で委託しているのだという形で解釈すればいいのではないですかね。

教育長

仕組みが説明できるところまでまだ構築していない、きちんと文面どおりに運用しようということで今回このようにしていこうということで、言われるように前さばきの仕組みは必要だと思います。

教育支援分野総括室長

今、教育長は前さばきと言っているのですが、知事部局は組織的に総務部という部があります。各部にも人事を担当するセクションがありますが、総務部が判断をするということです。教育委員会の場合、申し上げたように人材政策室の中で全てのことをやるというところがあります。

竹下委員

前さばきは学校、校長があるじゃないですか。

教育支援分野総括室長

学校は所属ですから、それは知事部局で言えば何々室です。室があって、部があってそれをまた総務部へ持ってくる、そういうセクションを設けながら人事、身分の話ですので慎重を期しながらやっていく、そういう流れがあるのですけれども、教育委員会は組織的な運営がそこまで行っていませんので慣例的にそういうことをやってきていましたが、やはりきちっとするのであればこの形を踏襲しながら組織としてもう少しできる部分があるのかなのか検討しなければならないと思っています。

竹下委員

組織の方の改善はいいのですけどね、そのまま残しておいて手続きの方をそれに合わせていけばいいんじゃないかというのが私の意見です。だからこの要綱を変えていけばいいのではないのですか。この要綱の形式的な文字面に沿って現実を変えるのではなく、現実を認めて、今までは口頭でやっていたものを今度は文書に変えたらどうですかということです。

井村委員

要綱を変えれば、今現在やっているようにできるわけですか。

竹下委員

要綱を変えればできるでしょう。

教育支援分野総括室長

その要綱が良いかの議論はありますけど、要綱は要綱として変えればその要綱に沿ってできると思います。今私どもが考えていますのは人事を含めて、今現実にやっていることが要綱におとした場合に適切かどうかということなのです。

竹下委員

しかし、そのような要綱に則って仕事をしていこうということであるならば、他にも全部の要綱を見てみると、おそらく全部教育長が処理するというようになってくるのだと思いますよ。違いますか。そうでもないですか。

教育支援分野総括室長

もちろん身分上の関係がありますので、ある程度の処分をされたものを含めてその経緯をはっきりさせるという意味もあります。

竹下委員

訓告も身分上関係はあるけども、身分上の関係のあるものは今までもちゃんとやってきたわけでしょう。ふるいにかけてこれは微細なことであるから軽いという形で室長の段階で処理をしてきたということですから、それでいいと思うのですけどね。

井村委員

結構数は多かったのですか。

竹下委員

多いでしょう。

副教育長

ちょっと整理をさせていただきたいのですが、小中学校と県立学校の所属長が規律違反があると認める時の規律違反報告書の取扱いが違ってきます。例えば、小中学校の教諭が交通事故をします。交通事故をしても単なる小さな怪我であれば、市町教育委員会の段階でこれは懲戒処分はいりませんというふうに判断をして、厳重に注意をしておきましたということであれば、もう市町教委の段階で終わってしまいます。したがって、県の教育委員会に提出されてくる小中学校関係のものは殆ど懲戒処分を検討しなければならない案件ということで、小中学校教員についてはこの要綱どおりすることによって教育長の仕事が増えるという部分はないと思います。県立学校の方は、例えば交通事故が起こった場合、交通事故報告の中で懲戒処分に準ずるような案件であると人材政策室長が判断した場合に、規律違反報告書を出してくださいという指示を校長の方へしています。したがって校長から規律違反報告書が提出されてくるのは、基本的には何らかの処分をしなければならないということを経理室長が判断したものです。そこで懲戒処分まで必要かどうかの最終的判断を今回はこの要綱どおりに教育長にそこだけはしてもらおうということで、それ以外についてはまず今までと一緒です。

竹下委員

それはちゃんと要綱に決めてあるのですか。市町レベルの話とそれから県立高校について全部要綱にあるのですか。

副教育長

取扱要綱には何も書いていません。

竹下委員

書いてないのでしょうか。そうしたら教育長が全部やらなければいけないことでしょうか。

副教育長

所属長が規律違反と認める時はということですので、どんな規律違反かという部分ですよ。

竹下委員

どんな規律違反かどうか教育長が判断をしなければいけない、それは、今は校長に任せていますが、それを全部また取上げるということにつながることはないのでしょうか。

副教育長

そこまでは思っていない。

竹下委員

まあ、考えていないでしょうけど、現実これを文章どおりやっていくとなるとそうなるのではないのでしょうか。私はどんどん下に降ろすべきだと思います。ものすごいマイナスを先生に与える、或いは職員に与えるという場合は、それは問題ですから、この要綱に則って教育長の責任の下に処分を決めていくということは重要だと思いますけども、これは問題だと言って提出されてきたものをいちいち全部問題にするのではなくて、注意とか校長のレベルで処理できるものは校長のレベルで処理をしていく、それから市町の教委レベルで出来るものはそこで処理をするべきだと思いますから、今を私は認めた方が良く、そしてこちらをそれに合わせて作り変えた方が問題ないのではないかと思います。

副教育長

竹下委員の言われている前さばきの部分は、今、人材政策室長がやっているわけですね。提出されてきているものというのはそれなりのものです。

竹下委員

提出されてきているものはね。しかし提出されてきていないものは一応任せているのでしょう。

副教育長

任せています。

竹下委員

校長に任せているわけでしょう。

副教育長

任せているというよりは、判断しているのは人材政策室長ということが、ある部分であるわけです。

竹下委員

だからそれに手を付けだせば、そこまで形式的にいけば、そこまでどんどん入り込んでいかなければならないことになりますから、それこそ役人仕事というか、あるいは中央集権的なことになってしまいます。

委員長

今お話を伺っていますと、この形式できちっとやろうとするといろいろ問題があるのではないかというご指摘ですね。それから今やっていることが、この要綱とちょっとずれがあるのではないかという話がありますので、要綱そのものも少し見直すということも含めもう一度、検討をお願いしたいと思います。

竹下委員

要綱も、教育長が口頭で委託できるとか大雑把に決めた方が私はいいと思いますね。教育長の裁量でどんなことができるというふうにしておけば問題はないわけですから。

委員長

組織的に県の方といろいろな違いもあると思いますが、その辺の整合性とかも含めてもう一度検討して一番良い方法に、杓子定規にならないような、事情を良く分かっている人が本当に正しい判断できるような、そういう形に是非お願いしたいと思います。そういうことで検討をしたいと思います。

山根委員

ここに上がってきたきっかけのように、昨今の社会の中では、大分県の採用の問題とか、そういうことがないようにチェック機能とかも言われているので、もちろん私も全てチェックしろというようなことは思っていませんけれども、グレーゾーンのところとかを相談できる体制をとるとか、そういった不祥事とかがないように仕組み、組織を考えておく必要もあるのではないのでしょうか。

竹下委員

その際に、我々教育委員も反省しなければいけないところは、事前に話を聞いてそれでOKという形にする場合がありますが、ちょっと問題だと思った時には、もう一度練り直すとかが必要になるかも分かりませんね。

井村委員

おっしゃられることは、この定例会での報告ということですか。

竹下委員

定例会で審議するとかです。

井村委員

こういう処分を受けた職員をなぜ教諭として教育現場へ配置するのかという疑問に対して反対なのです。一度犯した過失は言ってみればノウハウみたいなもので、失敗から学ぶケースが多いので、やはり二度と同じことに携らせてはいけないということとはちょっと違うような気がするのです。矯正できると思うので、矯正できるのだったらもとに戻すということがその人を活かせることになるのではないかなという気がするのです。そのあたりはちょっとご意見とは違うかなとは思いますが。そういう意味でもやっぱり処分というのは矯正というか、再発生しないということが基本だと思うので、処分した人の将来ということを考えた方が正解ではないかなと思っています。

委員長

それではもう一度検討をお願いします。

議案第23号 専決処分の承認について（秘密会）

人材政策長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。